
■ 埼玉県／思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度) 導入について

全日本駐車協会事務局

埼玉県で、駐車施設の適正利用を促進するため、令和5年11月1日より「埼玉県思いやり駐車場制度」が導入されます。

法令により、一定の施設には車椅子利用者用駐車施設の設置が義務とされていますが、一方で、この駐車施設を本来であれば必要がない人が利用していることや、外見からは分かりにくい障害のため、利用を控えている方がいることも指摘されています。

そこで、新たに、車椅子を使用する必要のない障害者、要介護高齢者、妊産婦など、歩行が困難な方のための優先駐車区画を設定するとともに、県が利用証を交付することで利用対象者を明確にし、区画の適正利用を促進する制度です。制度導入により、区画を必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなるとともに、周りの視線が気になって区画の利用を控えていた内部障害者や妊産婦等が気兼ねなく駐車できる環境の整備を図るものです。

埼玉県では制度の開始にあたり協力施設を募集しています。埼玉県内で駐車場を運営されている方は、是非ご検討ください。

なお、パーキング・パーミット制度は全国的に展開されており、すでに41府県2市で導入されています。

詳細については、次のホームページをご覧ください。

「埼玉県思いやり駐車場制度」

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html

問合せ先：埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当

TEL 048(830)3223